１８：００現在

追加代表質問　　　　　　　　　　　　２０２１年２月２６日　　１２時　　宮川

日本共産党の宮川えみ子です。追加代表質問を行います。今、国政上で大問題になっている、菅首相の長男がかかわる放送事業会社・東北新社の、３９回に及ぶ度重なる接待が放送行政を歪めた疑惑がますます広がっています。徹底した解明を求めるものです。

**一、新型コロナウイルス感染症対策について**

**（１）（ワクチン接種について）**

２月１８日、日本共産党は、ワクチン接種と感染症対策の基本的取り組みを同時並行的に行うことについて政策を発表しました。ワクチンへの期待がある一方不安の声もあることからリスクも含めて情報公開を徹底すること、ワクチンは有効な手段ですがワクチンだのみにしない事、ワクチン接種の実務を担うのが自治体であることから必要な体制を支援すること、特に接種を行う医療機関の支援を行なうこと、パンデミックを終わらせるために世界的なワクチン格差をなくすことです。

ワクチン接種については各市町村対応ですが、

接種対象者の把握と通知、接種場所の確保、医療従事者の確保、ワクチンの保管、接種後の状況把握と対応等、課題は山積しています。

県は、新型コロナウイルスワクチン接種について、市町村をどのように支援していくのか尋ねます。

（２）（救急隊員の防疫作業手当について９

新型コロナ陽性者の医療機関への移送は、保健所業務ですが対応困難な場合、消防本部に移送を依頼できます。　消防本部が移送に協力する場合には、県が移送に係る費用を負担することになっているため、防疫作業手当（危険手当）についても、消防本部の支給実績により県は４月にさかのぼって支給します。

そのためには、各消防本部で今年度中の条例改正が必要ですが、条例未改定が４組合あります。

防疫等作業手当の支給に係る条例改正を行っていない消防本部に対して、早期に改正するよう助言すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

**（３）（休業支援金等について）**

雇い主が自己都合で労働者を休ませた場合、正規・非正規を問わず休業手当を支払う義務を負います。そのうちの一部を国が助成するのが雇用調整助成金ですが、コロナ特例で６割から最大１０割まで引き上げられました。これらを活用してもれなく、

雇用調整助成金を活用し、労働者に休業手当を支給するよう企業に要請すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

大企業は大手チェーン店のパートアルバイトなどに休業手当を支払わない事例が多発していました。このため多くの労働者が収入ゼロに追い込まれ、シフト制などの労働者が菅首相に直接面会して窮状を訴え、野党の国会論戦とも相まって、休業支援金を大企業の非正規雇用労働者にも適用しました。当初、１月以降の休業としましたが、さらに世論に追い詰められ、さかのぼるとしましたが、支給額は６割、対象期間も限定しています。

大企業の非正規雇用労働者が、対象期間や支給額の制限なく新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受け取ることができるよう国に求めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間のさらなる延長を国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

野村総合研究所が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、パートやアルバイトとして働く女性１１６３万人のうち、少なくても９０万人が実質失業と推計しています。しかし、休業手当など支援策を「知らない」とする人も多く、生活難が潜在化しています。いわき市で行われたフードバンクに見えた母子家庭の方も、これらの制度を知りませんでした。

会社が休業補償を行わない時は、個人でも申請できる休業支援金がもれなく受け取れるよう、必要な資料等の内容は事前に公表し、様々な申請に係る相談を地元の行政書士会等でできるように、また、ラジオやポスターなどの宣伝、窓口を多く開設するなど、

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、制度の周知を図るとともに、対象者が早期に申請できるよう支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（４）（補正予算について）

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等は、７４億円の見込みから２９億円の大幅減額になり、４５億円しか使われなかったのです。

２月補正予算では、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等について事業者への周知不足や支援対象が限定的だったこと等により、大幅に減額となったと考えられることから、幅広い事業者への支援を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

1. **福島原発の廃炉と労働者について**

（１）（廃炉について）

　　福島第一原発事故から間もなく１０年になります。事故直後、原子炉が相次いで爆発する中で、国も半径５０キロの避難を考えたと言います。事実、第二原発も電源喪失一歩手前であったと当時の責任者は説明しました。相次いで爆発する原発の映像を見て、いわき市民の半分・１５万人が一時避難したともいわれ、事故後の夜の町は真っ暗でした。

原子力規制委員会が先月１月２６日、福島第一原発事故の調査・事故の分析に係る中間報告案を公表しました。それによると、原子炉格納容器の三層になっている上蓋1枚目と２枚目の間に大量の放射性セシウム１３７が付着している可能性がある、１号機で百兆～２百兆、２号機で（単位がさらに１万倍になって）２京～４京、３号機で３京ベクレル、約１０シーベルトであり、人間が１時間もいれば完全に死亡する強さです。

ロードマップの見直しも当然必要になってきます。

福島第一原発の廃炉作業については、工程より安全を最優先に進めるよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島第一原発の廃炉作業は、国家プロジェクトとして進められるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（２）（原発**労働者について）**

共同通信の厚労省への取材で、２０１１年の福島第一原発事故後、復旧や廃炉作業等に関わった作業員の労災認定が昨年（２０２０年）１０月１日までの９年半で２６９件に上る、年度別では汚染水対策の本格化に伴う事故が相次いだ１４年度の５８件が最多で、その後２０件程度で推移とのことでした。

また、さる１月１９日、２８年７か月にわたり福島第一原発で働いていた６０代の男性が急死したと東電が発表しました。（１月２０日民報）

２月５日のＮＨＫでは、東電の下請け企業で身代わりホールボデイカウンターが会社ぐるみで行われていたことが発覚した悪質な事例が報道されていました。

原発作業員の特に放射能の影響に関しては、事故直後の命がけの作業の方も含めて長期短期にその健康に関して東電はもちろんのこと国も重大な責任があります。放射能を受けた量の手帳は持って、チエックしながら働くことがでますが、労働者の健康に関しての責任はあいまいです。

原発の廃炉作業は長期に及び、今後どのようなことが起きるかわかりません。

福島第一原発の多重下請け構造を是正するため、原発労働者を国が直接雇用し、処遇を抜本的に改善するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

1. **気候変動と再生可能エネルギーついて**

（１）（**ＣＯ２ゼロ宣言について）**

知事は２０５０年までに、脱炭素社会を目指すカーボンニュートラル宣言を行いましたが歓迎するものです。私ども共産党は昨年９月議会の宮本質問・ＣＯ2ゼロ宣言をを含めてたびたび求めてきました。パリ協定の目標達成のために、ＯＥＤＣ諸国が３０年までの石炭火発全廃を掲げ、フランスが２２年、英国が２４年に全廃の方向を打ち出しています。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて２度未満に抑えるとともに１,５度に抑える目標も追及する事です。そうしないと地球環境が後戻りできなくなる・戻れないと言う深刻な事態で、この１０年間の取り組みが決定的です。

「福島県２０５０年カーボンニュートラル」の実現に向け、今後１０年間の取り組みが極めて重要と思いますが、知事の考えを尋ねます。

（２）（**再生可能エネルギービジョンの見直しについて）**

福島県は、２０４０年までに県内のエネルギー需要の１００％相当の再エネを生み出す数値目標を掲げています。

私どもの調査では、現在、阿武隈山系を中心に１基２～４ＭＷ超の風力発電が７１７基、１か所１００ｈａ超の大規模太陽光発電設備も約９ヶ所・６００ＭＷが

計画され、県の環境アセスの手続きが行われています。これほどの大規模発電計画が出ているのは、復興の名目で国と県が補助金を出して推進しているからです。

県内各地で環境破壊による重大な影響への懸念が広がっているのは、推進一点張りで、その地域を知り環境を良く知っている住民参加型のルールを作っていないからです。

山梨県は森林を伐採し、防災や景観上からも不安が広がっている大規模太陽光パネルについて、議員連盟がメガ発電の規制を求め、県当局も条例化の方向で検討と聞きます。

再生可能エネルギー推進ビジョンの見直しにあたっては、大規模な発電事業の推進をやめ、環境を守り、地域循環型、住民参加型による導入を抜本的に拡大すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（３）（三大明神風力発電について）

今年の１月５日、三大明神風力発電事業の環境影響評価書が公示されましたが、かねてから関係住民の皆さんが心配していた土砂災害の危険性について、事業者は全く検討・評価をしていません。

行政の対応を見ると、準備書に対する知事の意見で「土砂災害危険個所を避けること」と指摘しましたが、いわき市は国県が安全性を審査するからと自らは判断せず保安林の申請に対して「同意」をしました。

更に、関東森林局　国有林野管理審議会は、国有林野貸し付けに関し、自ら指摘してきた土砂災害危険地区に関して何の安全評価もせずまともな審議をしていません。

今回出された評価書を見ると、土工量を減らしたものの、土地の改変が２１、３ｈａと大きく特に切土のり面２、３ｈａに対し、盛土法面は５、２ヘクタールにもなっており、高さも２０ｍを超える計画です。住民に説明してきた「平らなところ」どころか起伏がある尾根部に強引に作業用道路を建設する計画で新たな土砂災害の原因になりかねません。

環境影響評価書における土地の改変の影響について、事業者の評価を、県はどのように考えているのか尋ねます。

更に生活用水である水の汚濁に関しては、事業者は工事中のみの評価で、利水状況の把握に関しても実態調査すらほとんど行っていません。沢の表流水は多くの家庭で生活に必須な命の水です。

　環境影響評価書における生活用水への影響について、事業者の評価を、県はどのように考えているのか尋ねます。

三大明神風力発電事業について、保安林指定の解除はふさわしくないとの意見を国に提出すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

**四、福島県沖の地震について**

２月１３日深夜、福島県沖を震源地とするМ７．３、最大震度６強の地震により県内各地に大きな被害が発生し、昨日は福島市で一人の方の死亡が確認されました。心からお悔やみ申し上げます。今回の地震の特徴は、外見上ではわからない被害が起きていることです。東日本大震災の余震として新しい枠組みも含めて被害の実態に見合う救済が必要です。丁寧な被害調査を迅速に行い、被災者の住まいと暮らしの再建支援が重要です。

２月１３日に発生した福島県沖の地震について、災害救助法、被災者生活再建支援法及び県独自の被災者住宅再建支援制度が適用された自治体についてお尋ねします。

福島県沖の地震について、住宅再建の支援制度を積極的に適用し、被災者の住まいと暮らしの再建を進めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

**五、大規模自然災害対策について**

１、（流域治水について）

国交省は激甚化する風水害等の対策として、堤防だけでなく、ため池の治水利用、遊水

池の整備、危険区域からの住宅移転促進などを組み合わせた「流域治水」を推進するとしています。水害対策の基本は河川流域を一体で把握し、長期的な視野で計画を立案し、山林がほとんど占める水源地域、中下流の平野部や河口周辺の海洋まで流域は一つの視点に立って検討を進めるという事です。

流域治水の推進体制は、河川管理者だけでなく庁内の関係部局と連携し、ハードソフト

が一体となった治水対策に、協議会は国県市町村などと共同して進めるとしています。

流域治水について、新たな総合計画に位置づけて推進すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

今までは、道路優先・ダム優先で河川の河道掘削等は抑え込まれてきました。流域治水の考え方で、土砂の堆積などの分析を強める等、

県管理河川における堆積した土砂の河道掘削について、実施計画を策定すべきと思いますが考えを尋ねます。

河道掘削等の河川の維持管理費を十分に確保すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

**２、（避難のあり方について）**

河川を管理する国や都道府県が、降雨で氾濫した場合に浸水する危険性が高い場所を示した区域の洪水浸水想定区域・洪水ハザードマップは、導入当初は５０～１５０年に1回程度確立の大雨に対する河川整備を目標にしていましたが、近年の豪雨災害の多発を踏まえ、２０１５年の改正で１０００年に1回程度の確立と条件を厳しくしました。

市町村の想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの作成に向け、県は洪水浸水想定区域図を早期に作成すべきと思いますが、考えを尋ねます。

県は、コロナ禍における分散避難の推進にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

国の整備指針に基づく消防力の目標に対する充足率が、74％である消防職員の増員について、県はどのように進めていくのか尋ねます。

**六、福祉型の県づくりについて**

新型コロナ感染症によるパンデミックは、社会のありようを根本から問い直すものとなっています。世界一の金持ち国・軍事大国のアメリカが、コロナで５０万人以上・世界最大の死者を出していることを見ても、すべてを自己責任とする新自由主義でいいのかが問われます。

日本でも新自由主義政策の下で、格差の拡大、深刻な貧困化がすすみ、病院や保健所の削減が進められて、パンデミックに対応できない事態を招いています。にも拘らず、菅内閣は高齢化社会に対応するなどと、コロナ禍の渦中に病院削減の路線に沿って、ベットを減らす、そして、減らしたら減らしただけ消費税を財源に交付税を出すという、とんでもない法律を強行しようとしています。まさに、世界の流れ、国民の思いとは真逆です。

パンデミックの渦中にあって、県民・国民の価値観は質的に大きく変わり、意識が変化しつつあります。社会保障、医療体制を根底から破壊する政治の方向を抜本的に転換させ、県民の命と暮らしを守る社会を求めるものです。

**（１）（医療提供体制の強化について）**

コロナ感染症の拡大で本県医療提供体制の脆弱さが浮き彫りになりました。

県は、医療専門職の不足を深刻に捉え、医師をはじめとする医療専門職の育成・確保を県の重点課題に位置付け取り組むことが求められます。

また、急性期病床の必要性が再確認されていることから、

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、２０２５年までに１２,１６２から５,３８０まで急性期病床を半減化する地域医療構想や医療計画を見直すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

コロナで救急受け入れを４か所以上断られたことが問題になっていますが、いわき市はコロナの前から日常です。市民はコロナ感染者受け入れ病院が少数だと心配しています。いわき市では、人口１０万人当たりの病院勤務医師数は全国の１６４,６人に対し９２,１人、市医療センターから市外の医療機関に転院した実態は２０１９年度２２００件です。（いわき市議会）

いわき市における医師不足を解消するための支援を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

只見町の公的診療所・朝日診療所の医師がこの３年間で４人から２人に半減し、救急受け入れは、夕方８時～翌朝８時までと土日は休止です。気象条件の悪い冬は救急車で１時間以上もかけ若松まで搬送するような命に係わる状況です。地元自治体からも県へ強い要望が出されていますが、

只見町朝日診療所への医師派遣について、県の考えを尋ねます。

昨年来のコロナ感染症拡大により、各種健診率がかなり落ち込んでいます。県民の健康の維持増進に懸念が生じます。感染対策を取りつつ

各種健診等の受診率向上を図るため、市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（２）（国保制度について）

1. 国保税は各市町村で比較すると１、６倍の格差になっています。各市町村で独自の支援策で高すぎる税の負担軽減を行っている所も多くあります。このような中、

見直し中の国保運営方針に国保税率の統一を盛り込むべきではないと思いますが、県の考

えを尋ねます。

1. コロナ禍で国保税の減免が認められていますが、９月議会の答弁では、わずか５３０件でした。持続化給付金や県の支援金の支援を受けた事業者が少なくても１万人をはるかに超えていることから見ると、あまりにも少ない数です。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免の申請件数及び決定件数について尋ねます。

３、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免制度の周知を図り、利用が進むようにすべきですが伺います。

４、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免を進めることにより、滞納世帯に短期被保険者証及び資格証明書の交付を行わないよう市町村に助言すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

**（３）（介護、高齢者福祉の充実について）**

新年度から始まる県の第８次介護保険事業支援計画および第９次高齢者福祉計画は、介護保険の目的である高齢者がどこでも安心して老後を送れるような社会的介護体制にふさわしい内容とするよう市町村を支援することが求められます。

厳しい労働条件の中、なりて不足が深刻な介護従事者の処遇を大幅に改善するためにも、介護報酬の大幅引き上げが必要です。国は介護報酬を０、７％引き上げるようですがとても追いつきません。

介護職員の処遇改善につながる介護報酬の引き上げを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

そのためにも、介護保険の国庫負担分を現行２５％から３５％に引き上げることが重要ですが、

介護保険給付の国庫負担割合の引き上げを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

バス・電車代の無料化、デマンド型タクシーや個別タクシー利用への補助を拡大できるよう市町村を支援すべきです。

高齢者の移動手段を確保するため、地域公共交通の無料化に向け、市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

浪江町で

ＥＶタクシー・バス配車効率化の実証実験が開始されたとの事です。高齢化が進む中、誰もが利用できる公共交通機関が地域に合わせて一刻も早く日常化されることが望まれます。施策の具体化を総合計画に位置づけるべきです。

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、市町村が取り組む公共交通計画の作成とその具体化のために財政面も含めて支援をすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

（４）（買い物支援について）

地域の小売商店で廃業が相次ぎ、買い物難民が生まれています。移動小売業者への支援強化が必要です。

高齢者や地域住民の買い物環境を確保するため、移動販売などの取り組みへの支援を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

**（５）（障がい者福祉の充実について）**

コロナ感染症による利用者数の減少で経営難に陥っている障がい者支援事業所の経営を維持するため、かかりまし経費等の支援金を大幅に増額し、職員の処遇改善にも活用できるよう国に制度改善を求めることが重要です。

　障がい者雇用についてですが、今年の３月から法定雇用率が０、１ポイント上がりました。このことを含めて知事部局はかろうじて法定率を上回っていますが、教育委員会は未達成です。

県教育委員会は、障がい者の法定雇用率の達成に向け、どのように取り組んでいるのか尋ねます。

企業に障がい者の法定雇用率を達成するよう要請すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

**七、（水産業、商工業、観光業の振興について）**

**（１）水産業の振興について**

県漁連との懇談では、原発事故から１０年、すべての魚種の操業ができるようになり、一挙にとはいかないが本格操業に向けてスタートになる、３年で震災前の５０％を目標にしたいとの事でした。

徐々に漁獲高を増やすことになりますが、東海・関西方面の流通や、民宿・地域・移動販売などの流通についての支援が重要です。

県は、魚を始めとした県産水産物の流通拡大をどのように支援していくのか尋ねます。

学校での魚給食は、今年度はコロナ禍の影響でヒラメが提供されましたが、いわき市ではサン　　　　マ・目ヒカリ・カツオの竜田揚げと昨年５回実施した（２万７千～８千食）といいます。

県は、学校給食における魚を始めとした県産水産物の活用をどのように支援していくのか尋ねます。

本格操業を目指すにあたって、

漁港の機能確保のため、航路等に堆積した土砂の除去に必要な予算を確保すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

**（２）（商工、観光業支援について）**

１月２５日発表の東京商工リサーチ調べでは、県内で休業・解散した企業は６３７件で、２０００年の調査開始以来３番目に多かったと発表しました。経営者の高齢化もあるとしていますが、飲食業・宿泊業を含むサービス業が全体の３割強を占めています。県内の商工業・観光事業者はコロナはもちろん、原発事故・水害・地震の被害も含め、何重にも困難に直面しています。

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合など４組合の事務局長さんと懇談をしました。コロナの影響で存続にかかわるほどの厳しい状況にある、旅館ホテル事業は関連事業者のすそ野が広く様々な業種に影響が大きいなど深刻な実態を伺いました。

コロナの影響で売り上げが減少した事業者を対象に、実質無利子・無担保の「コロナ対策特別融資」は５年据え置きですが、実際は１年が５～６割、３年以内が９割以上です。据え置き期間の延長も含め返済については配慮が必要です。

県制度資金の既存債務について、新型コロナウイルス感染症等の影響に配慮し返済猶予を金融機関に要請すべき思いますが、県の考えを尋ねます。

以上